

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 209

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	福祉部 健康課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 3. 障害者 現年		
事業名	地域生活支援事業				
細事業名	相談支援事業				
評価表作成者				市民福祉部 社会福祉課	小越 清美

1. 事業の概要

障がいのある人等の相談に応じ情報の提供、助言のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援、必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

② 事業を実施する必要性

地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することができる。

3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	5,741	5,918	5,864	7,517	6,062	8,403	8,403
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	1,660	2,400	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	4,275	5,034	6,075	6,030
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	5,741	5,918	1,588	2,483	-12	2,373
職員等の従事人員	人/年	—	0.25	0.20	0.27			
人件費	千円	—	1,947	1,656	2,261			
事業費総額	千円	—	7,864	7,520	8,118			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

地域自立支援協議会委員報酬、講師謝礼	157,000円
相談支援事業委託料	5,700,000円
相談員賃金	1,660,000円

5. 事業結果の概要

地域自立支援協議会 年間2回開催（7月2日、10月22日）

6. 活動の詳細

支所でのグループワークやケース会議		
各支所でのグループワークやケース会議、訪問、電話での相談、支所別ネットワーク会議に出席	月に1～2回 訪問・ケース会議は随時	相談支援人数 90人 相談件数 1,455件
地域自立支援協議会		
南丹市総合振興計画及び南丹市障害者計画に加え、障害者自立支援法の円滑な実施と運営推進に向けて平成20年6月に南丹市地域自立支援協議会の立ち上げを行った。同協議会では、障がい者サービス利用に係る運営評価や社会資源の開発、改善等の審議、検討を行っている。	第1回自立支援協議会 平成22年7月2日 第2回自立支援協議会 平 成22年10月22日	第1回協議会では、協議会の役割、活動方針の議論、「障害者権利条約」の講演 第2回協議会では、計画の具体化及び緊急一時保護についての議論

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を相談員を設置して行った。また、自立支援協議会では、市の施策の現況や課題、個別事象等について話し合った。相談業務としては、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにしていくために、より一層の活動が求められている。また、協議会では障害者計画策定に向け、例年以上の活動が求められる。今後も障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業として事業を実施する。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

相談支援体制の充実、自立支援協議会の運営のあり方について議論した。
障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援及びネットワークの構築が必要である。
今後も障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業として事業を実施する。

■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点
相談支援体制のあり方、自立支援協議会の運営のあり方について議論した。
- ②当該事業のアピール事項
障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業であり、障害者福祉に関する専門相談員の配置と自立支援協議会を設置した。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業として事業を実施する。